

昭和41年商業統計調査

私 指定統計 第23号 商業調査票丙
(飲食店用)

1 市区町村番号 調査区番号
○ ○

2 この調査は、統計法(昭和二十二年法律第十八号)に基づく指定統計調査で、すべての商店は申告の義務があります。

この調査票は、商業統計表を作成するためを使用するものであつて、個々の調査票は、徴税その他直接申告者に不利な関係を生ずるような目的に使用されることは絶対にありません。また、調査の事務に従事する者が調査の内容を他にもらすこととは法律により固く禁じられております。

一連番号 (市区町村単位)	票番	規模
○	※	※

1 商店名および商店所在地		(電話)	局	番									
都道府県	市区郡	町村	番地										
2 経営組織 該当する番号を○でかこんでください。		1 法人	2 個人										
3 商店の開設年 1 該当する番号を○でかこんでください。 2 昭和のときは実際の開設年を記入してください。		1 大正15年以前	2 昭和	年									
4 従業者数(昭和41年7月1日現在)		個人事業主、家族従業者または有給役員	常時雇用従業者	イ、ロの合計	臨時、日雇従業者								
		人	人	人	人								
5 年間商品販売額(昭和40年7月1日から昭和41年6月30日までの1か年間)		十億	億	千万	百万	十万	万	千円					
								×					
6 業種 該当する番号を○でかこんでください。		1 食堂	2 日本料理店	3 西洋料理店	4 東洋料理店	5 そば店	6 すし屋	7 酒場	8 バー	9 ピヤホール	10 サザンバーレン	11 喫茶店	12 その他
		堂	店	店	店	ばん	し	屋	場	屋	ラ	ホ	の
備考 昭和40年7月1日以後に開業した商店は、その開業した年月日を、また昭和41年4月1日以後に休業した商店は、その休業した年月日を記入してください。		申告者の記名および押印		調査員押印		市区町村職員押印							

通商産業省
記入注意

一般事項

- 1 調査票には、青インクまたは黒インクを用いて、明りように記入してください。
2 調査の期日に休業している商店もこの調査票を提出してください。

調査事項

4 従業者数

- (1) 従業者は、主としてこの店の業務に従事している者をいいます。
(2) 昭和41年7月1日(または、これに最も近い給与締切日)現在の在籍者について記入してください。しかし長期欠勤者で1か月以上かかる給与も受けていなかつた者は、在籍者であつても含めません。
(3) 「家族従業者」とは、事業主の家族であつて、給与を受けないで主としてその店の業務に従事している者をいいます。
(4) 「有給役員」とは、会社では社長、取締役、監査役などの重役または団体では理事、監事などの役員であつて、主としてこの店の業務に従事している者をいいます。ただし重役、理事であつても一般的従業者と同じ給与規定によつて給与を受けている者は「常時雇用従業者」に含めます。
(5) 「常時雇用従業者」とは、一定の期間を定めないで、または1か月以上の期間を定めて雇用している者をいいます。個人事業主の家族であつて給与を支払われている者もここにはいります。また、臨時に雇われた者でも5月、6月にそれぞれ18日以上雇用し、または1月から6月までの6か月間にわたりて通算して60日以上雇用した者はここに含まれます。
(6) 「臨時、日雇の従業者」とは、30日未満の期間を定めて雇われる者および日々雇われる者をいいます。

6 業種 飲食店の業種分類表

業種名	定義	内容例示
1 食堂	主として主食をその場で飲食させる店	食堂、外食券食堂、飯屋、釜めし屋、茶めし屋、にぎりめし屋
2 日本料理店	主として日本料理をその場で飲食させる店	料理屋、割烹店、料亭、日本料理店、沖縄料理店、かば焼屋、天婦羅料理店、川魚料理店、すきやき・牛なべ店、精進料理店、鳥料理店、すっぽん料理店、お好み焼屋
3 西洋料理店	主として西洋料理をその場で飲食させる店	西洋料理店、レストラン、グリル、キツチ、ロシヤ料理店、ドイン料理店、フランス料理店、イタリア料理店、とんかつ・ピザテキ料理店
4 東洋料理店	主として中華料理および他の東洋料理をその場で飲食させる店	中華料理店、台湾料理店、シンギスカン料理店、餃子店、中華そば店、朝鮮料理店、インド料理店、タイ料理店、ジャワ料理店
5 そば店	主としてそば、うどんをその場で飲食させる店	そば屋、うどん屋、そば料理店
6 すし屋	主としてすしをその場で飲食させる店	すし屋
7 酒場	主として日本酒を取り扱い軽い料理をその場で飲食させる店	居酒屋、やきとり屋、おでん屋、もつやき屋、大衆酒場、のみ屋、酒肆
8 バー	主として洋酒を取り扱い軽い料理をその場で飲食させる店	バー、スタンドバー
9 ピヤホール	主としてビールを取り扱い軽い料理をその場で飲食させる店	ピヤホール、ピヤガーデン
10 サロン・キャバレー・ナイト・クラブ	客席で客の接待をし、飲食または遊興をさせる店(料亭、割烹店等を除く。)	カフェー、サロン、キャバレー、ナイトクラブ、アルバイトサロン
11 喫茶店	主として涼涼飲料水、ミルク、紅茶および糖度の料理をその場で飲食させる店	喫茶店、フルーツパーラー、ミルクホール、汁粉屋、コーヒー店、コーヒーパーラー、音楽喫茶、純喫茶
12 その他	主として大福、今川焼、ところ天、氷水および湯菓子などの場で飲食させる店および1~11以外の飲食店	茶店、大富屋、今川焼屋、ところ天屋、氷水屋、休憩所、甘酒屋、ドライブイン

裏面の記入注意をよく読んで記入してください。
○欄は市区町村で記入してください。
※欄は記入しないでください。